

別表1 見附市野菜づくり等応援事業（事業内容）

1. 園芸用機械等導入事業	2. 栽培労働力確保支援事業	3. 耐雪型ハウス等導入事業	4. 農産物庭先集荷事業	5. にら産地育成事業	6. 6次産業化支援事業
園芸作物の新規栽培又は作付規模の拡大をするための機械等の新規購入に対して事業費の一部を補助します。	園芸作物の新規栽培又は作付規模の拡大をするために、栽培活動に従事する者を臨時的に使用する場合に、賃金の一部を補助します。	園芸作物を冬期間に出荷する体制を整えるための施設等の新規購入に対して事業費の一部を補助します。	園芸作物を「道の駅 農産物直売所」へ継続的に出荷するために、農業者等が共同して効率的な集荷を行う事業に対して事業費の一部を補助します。	にら栽培の面積拡大、収量向上、出荷調整作業の効率化を図るために、必要な機械又は施設を導入に要する事業費の一部を補助します。	農業者の所得向上と農業振興を図るために、見附市内で生産された農産物を原材料とした6次産業化を促進する事業費の一部を補助します。
＜補助対象者＞ 農業者・農業法人・農業者等が組織する団体	＜補助対象者＞ 農業者・農業法人・農業者等が組織する団体	＜補助対象者＞ 農業者・農業法人・農業者等が組織する団体	＜補助対象者＞ 農業者・農業法人・農業者等が組織する団体・地域コミュニティ	＜補助対象者＞ 農業者・農業法人・農業者等が組織する団体	＜補助対象者＞ 農業者・農業法人・農業者等が組織する団体・地域コミュニティ・企業
＜補助の要件＞ 次の <u>すべてに該当する方</u> が対象です。 ①「道の駅パティオにいがた・農産物直売所」で <u>不足している園芸作物（別表2の○印を1品目以上）</u> について、 <u>新規栽培または作付規模の拡大をすることで100㎡以上の作付を行うこと</u> 。 ②申請年度の翌年度3月末日までに、「道の駅パティオにいがた・農産物直売所」へ <u>出荷を行うこと</u> 。出荷にあたっては、直売所へ登録するとともに直売所の利用規約を遵守すること。 ③導入する園芸用機械に「○年度 見附市野菜づくり等応援事業」の文字を明示すること。（シール可） ④申請年度を含む3か年分の成果（毎年度の出荷状況）について、報告すること。 ⑤見附市以外からの助成等がないこと。 ＜補助対象経費＞ ①耕うん機（畝立て用、マルチがけ等の付属器を含む）、つる切機、掘取機、防除機、選別機等の園芸農業の経営に必要な機械の導入に要する経費 ②園芸用ハウス（設置のための付属品を含む）の導入に要する経費 ※ ①及び②の機械等にあっては、同種類のものは1台までとする。なお、中古機械等については、安全性及び使用管理を行う上で不都合がなく、耐用年数が3年以上残っているものは補助対象とする。	＜補助の要件＞ 次の <u>すべてに該当する方</u> が対象です。 ①「道の駅パティオにいがた・農産物直売所」で <u>不足している園芸作物（別表2の○印を1品目以上）</u> について、 <u>新規栽培または作付規模の拡大をすることで100㎡以上の作付を行うこと</u> 。 ②申請年度の翌年度3月末日までに、「道の駅パティオにいがた・農産物直売所」へ <u>出荷を行うこと</u> 。出荷にあたっては、直売所へ登録するとともに直売所の利用規約を遵守すること。 ③申請年度を含む3か年分の成果（毎年度の出荷状況）について、報告すること。 ④見附市以外からの助成等がないこと。 ＜補助対象経費＞ ①園芸作物の栽培活動において労働力を確保するため、臨時的（連続する3か月以内）に作業者（短期作業従事者、公益社団法人見附市シルバー人材センター登録者）を使用する際の人件費	＜補助の要件＞ 次の <u>すべてに該当する方</u> が対象です。 ①「道の駅パティオにいがた・農産物直売所」で <u>不足している園芸作物（別表2の○印を1品目以上）</u> について、 <u>冬期間（11月～翌年3月）の出荷が可能となる栽培（出荷期間が夏秋期となる野菜等の育苗を除く）を行うこと</u> 。 ②申請年度の翌年度3月末日までに、「道の駅パティオにいがた・農産物直売所」へ <u>出荷を行うこと</u> 。出荷にあたっては、直売所へ登録するとともに直売所の利用規約を遵守すること。 ③申請年度を含む3か年分の成果（毎年度の出荷状況）について、報告すること。 ④見附市以外からの助成等がないこと。 ＜補助対象経費＞ ①生産施設 耐雪型パイプハウス、軽量鉄骨ハウスその他冬期間（11月～翌年3月）にも栽培を可能とするための施設の導入に要する経費 ②附帯設備 暖房機（地中暖房、もみ殻暖房を含む。）、内張りカーテン、かん水施設、水耕栽培キットその他冬期間にも栽培を可能とするための附帯設備の導入に要する経費 ③野菜低温貯蔵庫等の冬期間に出荷を可能とするための施設の導入に要する経費 ※①、②及び③の施設等にあっては、同種類のものは1施設（基）までとする。なお、中古施設等については、安全性及び使用管理を行う上で不都合がなく、耐用年数が3年以上残っているものは補助対象とする。	＜補助の要件＞ 次の <u>すべてに該当する方</u> が対象です。 ① <u>出荷者は5人以上</u> の農業者とする。 ② <u>集荷者は2人以上</u> とし、農業者、農業者以外かは問わない。 ③出荷日は <u>土曜日又は日曜日を含んだ週3回以上</u> で、出荷については <u>年間を通算3か月以上</u> 実施すること。 ④出荷にあたっては、「道の駅パティオにいがた・農産物直売所」へ登録するとともに直売所の利用規約を遵守すること。 ⑤見附市以外からの助成等がないこと。 ＜補助対象経費＞ ①集荷作業及び事務作業に関する人件費（上限単価額 1,000 円／時間） ②集荷作業に使用する車両借上料（上限単価額 500 円／日） ③集荷、出荷作業を行うために必要な消耗品費、材料費、機械器具等の購入費	＜補助の要件＞ 次の <u>すべてに該当する方</u> が対象です。 ①申請年度の翌年度3月末日までに、「道の駅パティオにいがた・農産物直売所」へ <u>出荷を行うこと</u> 。出荷にあたっては、直売所へ登録するとともに直売所の利用規約を遵守すること。 ②にら生産部会（仮称）が設立された際には、部会に加盟するとともに部会の栽培・出荷マニュアルを遵守すること。 ③申請年度を含む3か年分の成果（毎年度の出荷状況）について、報告すること。 ＜補助対象経費＞ ①にら栽培の面積拡大、収量向上及び出荷調整作業の効率化を図るために必要な機械又は施設の導入に要する経費 ※導入する機械及び施設にあっては、同種類のものは1台又は1施設までとする。なお、中古機械及び中古施設については、安全性及び使用管理を行う上で不都合がなく、耐用年数が3年以上残っているものは補助対象とする。	＜補助の要件＞ 次の <u>すべてに該当する方</u> が対象です。 ①1次産業の担い手である農業者等から原材料の供給を受けること。 ② <u>自ら又は事業者等と連携して2次産業である加工、3次産業である流通や販売に取り組むこと</u> 。 ③申請年度を含む3か年分の成果（毎年度の出荷状況）について、報告すること。 ＜補助対象経費＞ ①販路開拓費 展示会等への参加に要する経費、生産物又は加工品についての新たな販売方式の導入又は販売方式の改善に要する経費（パッケージデザイン製作費、ホームページ開設費等）、広告宣伝費その他の生産物又は加工品の新たな販路の開拓に要する経費 （①の展示会等への参加に要する経費についての交付にあっては、同一の者につき3回までとする。なお、2回目以降の申請をする場合は、前回補助事業の成果を報告する。） ②機械等購入費 生産物の加工又は生産物若しくは加工品の販売の用に供する機械等（車両を除く。）の購入に要する経費、機械等に附帯して必要となる機械等（車両を除く。）の購入に要する経費 （②の機械等にあっては、同種類のものは1台までとする。なお、中古機械等については、安全性及び使用管理を行う上で不都合がなく、耐用年数が3年以上残っているものは補助対象とする。） ③施設整備費 生産物の加工施設又は生産物若しくは加工品の販売施設（無人販売所を除く。）の新設、改築又は購入に要する経費（ただし、用地取得費を除く。）、施設に附帯して必要となる施設の新設、改築又は購入に要する経費（ただし、用地取得費を除く。） ④事業推進費 許認可等（市の許認可等を除く。）の取得に要する経費、加工品に係る工業所有権の取得に要する経費、経営指導等の受入れに要する経費その他専門家等への相談に要する経費
＜補助金の額及び上限額＞ （千円未満切捨て） 補助対象経費の 10分の3 上限額 200,000円 若手農業者（50歳未満）は、 補助対象経費の 2分の1 上限額 300,000円	＜補助金の額及び上限額＞ （千円未満切捨て） 補助対象経費の 3分の1 上限額 150,000円 にらの栽培活動は、 補助金の額を補助対象経費の 3分の2 上限額 150,000円	＜補助金の額及び上限額＞ （千円未満切捨て） 補助対象経費の 2分の1 上限額 750,000円 若手農業者（50歳未満）は、 補助対象経費の 2分の1 上限額 1,000,000円	＜補助金の額及び上限額＞ （千円未満切捨て） 補助対象経費の 3分の2 上限額 150,000円	＜補助金の額及び上限額＞ （千円未満切捨て） 補助対象経費の 2分の1 上限額 500,000円 ※市以外から助成金がある場合はそれを差し引いた金額を補助対象経費とする。 ※リースによる導入の場合は、1契約につき、リース契約期間内において複数年申請できるものとし、交付額の上限は総額500	＜補助金の額及び上限額＞ （千円未満切捨て） 補助対象経費の 2分の1 上限額 500,000円